

令和 2 年 3 月 3 0 日  
生活支援部医療保険課

## 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

令和 2 年度国民健康保険の保険料率について、東京都が算定する国民健康保険事業納付金等に基づき定めるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

- (1) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を改正する。
- (2) 保険料均等割を減額する額を改正する。
- (3) 基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改正する。
- (4) 保険料均等割の減額にかかる所得基準額を改正する。

[令和 2 年度保険料率等]

		基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	
保 険 料 等	所得割	<u>7.14%</u>	<u>2.29%</u>	<u>1.98%</u>	
	均等割	39,900円	<u>12,900円</u>	15,600円	
	減 額 す る 額	7割	27,930円	<u>9,030円</u>	10,920円
		5割	19,950円	<u>6,450円</u>	7,800円
		2割	7,980円	<u>2,580円</u>	3,120円
	賦課限度額		<u>630,000円</u>	190,000円	<u>170,000円</u>
	賦課割合		58:42	<u>57:43</u>	<u>55:45</u>
保 険 料 均 等 割 減 額 基 準 所 得		7割	33万円（変更なし）		
		5割	33万円＋国保加入者数× <u>28.5万円</u>		
		2割	33万円＋国保加入者数× <u>52万円</u>		

※賦課割合は所得割：均等割の数値

### 3 新旧対照表

2～5頁のとおり

### 4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

江東区国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第15条の3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.25</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1条～第15条の3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.14</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p>
<p>第15条の9～第15条の11 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.24</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除</p>	<p>第15条の9～第15条の11 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.29</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の57</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除</p>

して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万2,300円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.68 (介護納付金賦課総額の100分の53)に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万5,600円 (介護納付金賦課総額の100分の47)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は16万円を超えることができない。

第17条～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得

して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万2,900円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.98 (介護納付金賦課総額の100分の55)に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万5,600円 (介護納付金賦課総額の100分の45)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は17万円を超えることができない。

第17条～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得

た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア (略)

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,610円

ウ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に28万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

ア (略)

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 6,150円

ウ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に51万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア (略)

た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア (略)

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 9,030円

ウ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

ア (略)

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 6,450円

ウ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア (略)

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2,460円

ウ (略)

第19条の3～第31条 (略)

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2,580円

ウ (略)

第19条の3～第31条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。